

令和4年

8
月号

AUGUST

協会けんぽ

香川支部からのお知らせ

職場内で掲示・回覧ください。



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう等の施術について、通常は全額自己負担(健康保険の対象外)ですが、一定の要件を満たす場合は、「療養費」として健康保険の対象になります。

健康保険の対象となる場合

はり・きゅう

下記の①、②の両方を満たす場合のみ対象

① 対象となる傷病であること

(神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症)

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

② 医師の同意があること

医師による適当な治療手段がなく、

医師がはり・きゅうの施術を受けることを同意した場合に限ります。

あん摩・マッサージ

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象外です。

▶ 施術費用の一部を協会けんぽに請求するため、「療養費支給申請書」に記名を求められますので、申請書に記載されている傷病名・日数・金額などよく確認したうえで、必ずご自身で記名してください。



特定保健指導を利用しましょう!

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる方に対して、保健師や管理栄養士が生活習慣を改善するために「健康サポート(特定保健指導)」を実施しています。

生活習慣病予防健診受診の際や、健診後に健診実施機関からお声掛けをさせていただくことがありますので、ぜひご利用ください!

特定保健指導実施機関は、裏面のQRコードよりご確認ください。

※クワヤ病院が新たに加わりました。

